

公益社団法人日本地震学会
日本地震学会賞規定

2016年3月22日制定

(定義)

第1条 本規定は、地震学の発展において顕著な業績をあげた者を顕彰するために、公益社団法人日本地震学会が贈る「日本地震学会賞」(英文名称: **The Seismological Society of Japan Award**) に関して定める。

(授賞対象)

第2条 本賞の対象は、原則として日本地震学会が主催・共催する近年の学術集会等での発表によって、その業績を明らかにしている個人とする。なお、本賞の既受賞者は、対象から除く。

(受賞者数)

第3条 受賞者数は、原則として毎年1名とする。ただし、該当者がいない場合には、授賞を行わない。

(授賞式)

第4条 授賞式は、地震学会秋季大会の場において行い、受賞者に、賞状及び副賞を贈る。

(選考)

第5条 受賞者の決定は、別に定める選考要領により、理事会が行う。

(公示)

第6条 理事会は、受賞者決定後すみやかに該当者に通知し、「地震 (ニュースレター部)」に受賞者名及び受賞理由を公示する。

(取り消し)

第7条 理事会は、授賞後、授賞対象の研究において不正が認められたとき、遡って授賞を取り消すことができる。

(改廃)

第8条 この規定の改廃は、理事会の議を経なければならない。

公益社団法人日本地震学会
日本地震学会賞選考要領

2016年3月22日制定

1. 公益社団法人日本地震学会理事会（以下「理事会」という。）は、公益社団法人日本地震学会の正会員および名誉会員より、毎年5名以内の者を指名し、日本地震学会賞選考委員会（以下、「選考委員会」という。）を構成させる。選考委員会の長は、委員の互選により決定する。
2. 選考委員が選考の対象となった場合は、選考委員を辞退しなければならない。この場合理事会は、選考委員を補充することができる。
3. 理事会は、「日本地震学会賞」候補推薦の受付について事前に広報するものとする。
4. 受賞候補者の推薦には、正会員および名誉会員合わせて3名以上連記による推薦理由書を選考委員会に提出する。
5. 選考委員会は、推薦された全候補者の業績について審議し、原則として受賞候補1名を、推薦理由を付して理事会に推薦する。
6. 理事会は、選考委員会から推薦された候補者について審議し、受賞者を決定する。
7. 選考に係わる審議は非公開とする。

（運用覚書）

1. 選考委員は、理事会の決定をもってその任を解くものとする。
2. 選考委員名の公表は、年度ごとに行うこととし、当該年度の選考委員全員が辞めた後とする。